

通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬

※ いざれも7時間以上8時間未満の場合

単位数

| 通常規模型 | 現行 | 改定後 | 大規模型II | 現行 | 改定後 |
|-------|---------|---------|--------|---------|---------|
| | | | | | |
| 要介護1 | 648単位 | 655単位 | 要介護1 | 598単位 | 604単位 |
| 要介護2 | 765単位 | 773単位 | 要介護2 | 706単位 | 713単位 |
| 要介護3 | 887単位 | 896単位 | 要介護3 | 818単位 | 826単位 |
| 要介護4 | 1,008単位 | 1,018単位 | 要介護4 | 931単位 | 941単位 |
| 要介護5 | 1,130単位 | 1,142単位 | 要介護5 | 1,043単位 | 1,054単位 |
| 地域密着型 | 現行 | 改定後 | 大規模型I | 現行 | 改定後 |
| | | | | | |
| 要介護1 | 620単位 | 626単位 | 要介護1 | 739単位 | 750単位 |
| 要介護2 | 733単位 | 740単位 | 要介護2 | 873単位 | 887単位 |
| 要介護3 | 848単位 | 857単位 | 要介護3 | 1,012単位 | 1,028単位 |
| 要介護4 | 965単位 | 975単位 | 要介護4 | 1,150単位 | 1,168単位 |
| 要介護5 | 1,081単位 | 1,092単位 | 要介護5 | 1,288単位 | 1,308単位 |

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

1.③ 災害への地域と連携した対応の強化

1.③ 災害への地域と連携した対応の強化

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、施設系サービス】

- 災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、非常災害対策（計画策定、関係機関との連携体制の確保、避難等訓練の実施等）が求められる介護サービス事業者を対象に、小規模多機能型居宅介護等の例を参考に、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。【省令改正】 R3.1.13 諒問・答申済

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

2.(1)④ 認知症介護基礎研修の受講の義務づけ

概要

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に携わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、認知症介護基礎研修を受講させる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させる職員のうち、介護を義務づける。
【省令改正】
その後、3年の経過措置期間を設けることとともに、新入職員の受講についても1年の猶予期間を設けることとする。

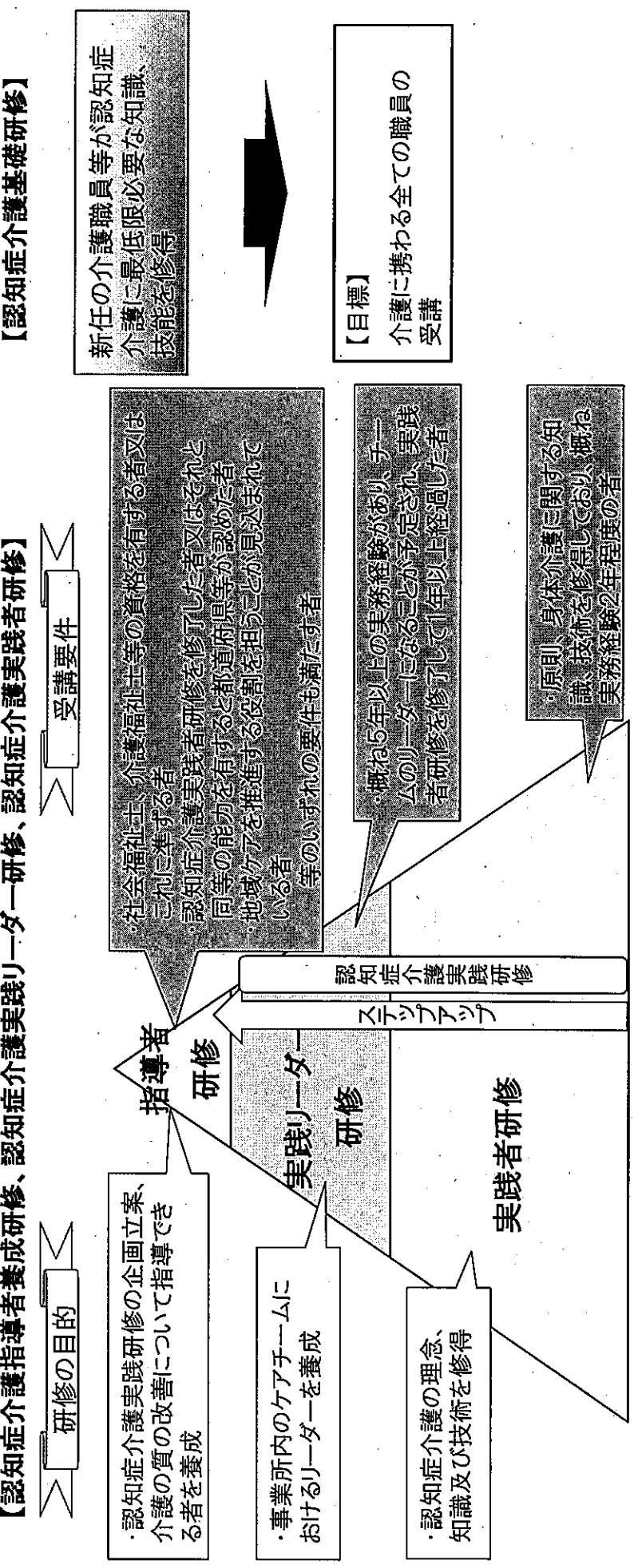
R3.1.13 訪問・答申済

(参考)介護従事者等の認知症対応力向上の促進

【認知症介護指導者養成研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践者研修】

受講要件

研修の目的



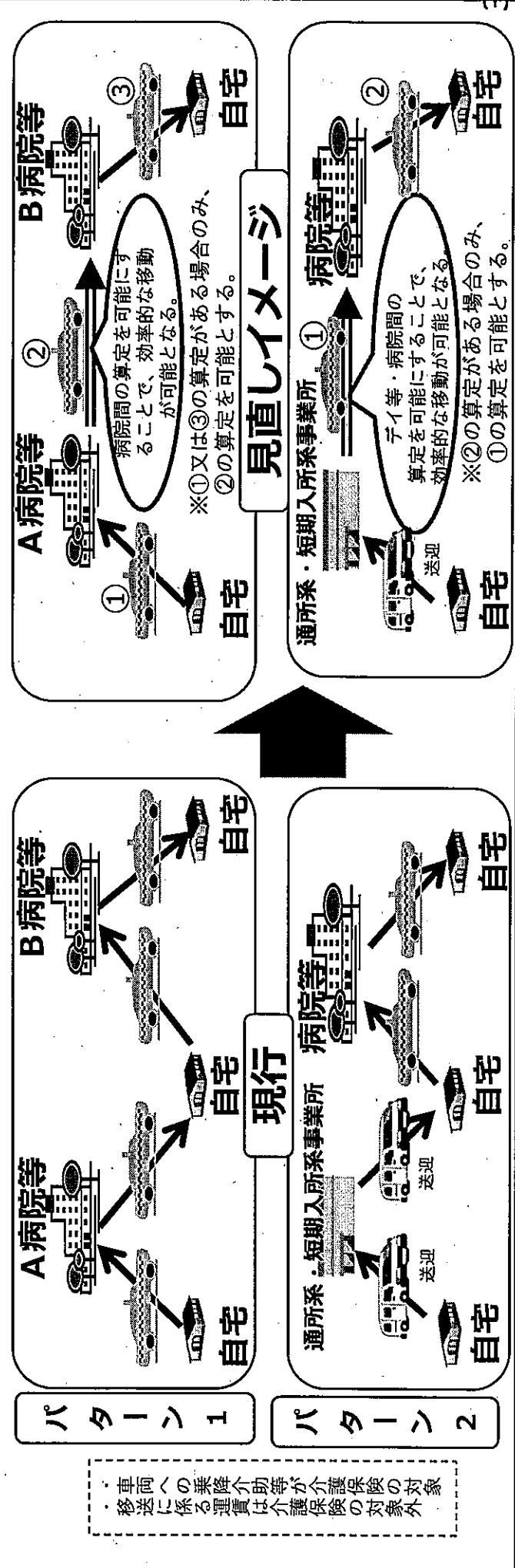
2.(4)① 訪問介護における通院等乗降介助の見直し

概要

【訪問介護、通所系サービス★、短期入所系サービス★】

- 通院等乗降介助について、利用者の身体的・経済的負担の軽減や利便性の向上の観点から、目的地が複数ある場合であっても、居宅が始点又は終点となる場合は、その間の病院等から病院等への移送や、通所系サービス・短期入所系サービスの事業所から病院等への移送とする。**【通知改正】**
この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所に条件を付すことは不可能とする。
- この場合、通所系サービス・短期入所系サービス事業所との間の送迎を行わない場合には、利用者宅と事業所との間の送迎を行なう場合は、利用者宅と事業所との間の送迎を行なうこととする。

| 算定要件等 | 単位数 |
|---------|-----------------------|
| 通院等乗降介助 | 99単位／片道 ※今回改定後の単位数 |



3.(1)① リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進

【訪問リハビリテーション★、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、認知症対応型特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福利施設、介護老人福利施設】
★、小規模多機能型居宅介護★、地域密着型居宅介護、特定施設入居者生活介護、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護老人福利施設、介護老人福利施設】

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組を一体的に運用し、自立支援・重度化防止を効果的に進め
る観点から見直しを行う。【通知改正】

算定要件等

- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する加算等の算定要件とされている計画作成や会議について、リハビリテーション専門職、管理栄養士、歯科衛生士が必要に応じて参加することを明確化する。
- リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画書（リハビリテーション計画書、栄養ケア計画書、口腔機能向上サービスの管理指導計画・実施計画）について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式を設ける。

3.(1)⑦ リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の見直し

概要

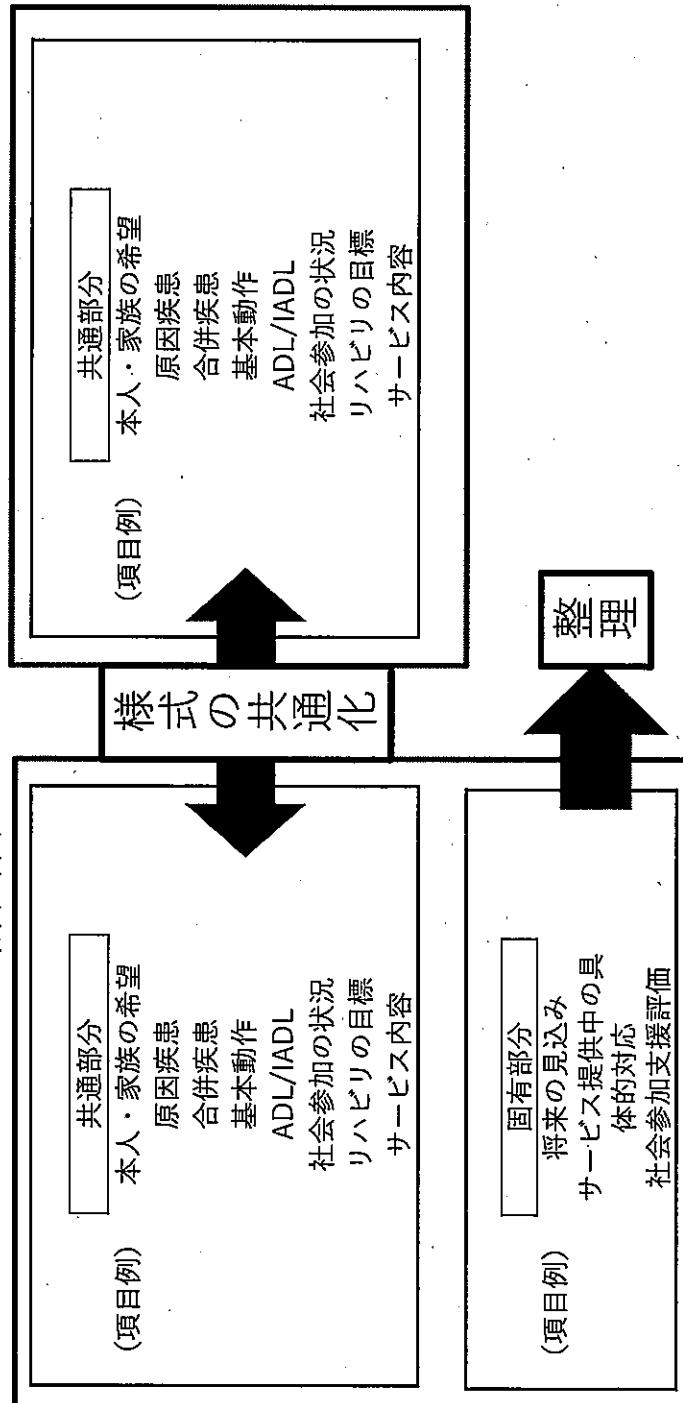
- 業務効率化の観点から、リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の項目の共通化を行うとともに、リハビリテーション計画書の固有の項目について、整理簡素化を図る。

算定要件等

- リハビリテーション計画書及び個別機能訓練計画書の様式を見直す。

<見直しのイメージ>

リハビリテーション計画書



3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し①

① 生活機能向上連携加算の見直し

【ア：通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、短期入所生活介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、イ：訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★】

概要

- 生活機能向上連携加算について、算定率が低い状況を踏まえ、その目的である外部のリハビリテーション専門職等との連携による自立支援・重度化防止に資する介護の推進を図る観点から、以下への見直し及び対応を行う。

ア 通所系サービス、短期入所系サービス、居住系サービス、施設サービスにおける生活機能向上連携加算について、訪問介護等における同加算と同様に、ICTの活用等により、外部のリハビリテーション専門職等が当該サービス事業所を訪問せずに、利用者の状態を適切に把握し助言した場合について評価する区分を新たに設ける。【告示改正】

イ 訪問系サービス、多機能系サービスにおける生活機能向上連携加算（II）について、サービス提供責任者とリハビリテーション専門職等がそれぞれ利用者の自宅を訪問した上で、共同して力シングファンフアレンスを行う要件にして、要介護者の生活機能を維持・向上させたためには多職種による力シングファンフアレンスが効果的であることや、業務効率化の観点から、同力シングファンフアレンスについては利用者・家族も参加するサービス担当者会議の前後に時間を明確に区分した上で実施するサービス提供責任者及びリハビリテーション専門職等による力シングファンフアレンスでも差し支えないことを明確化する。【通知改正】

※ 外部のリハビリテーション専門職等の連携先を見つけるやすさするため、生活機能向上連携加算の算定要件上連携先となり得る訪問・通所リハビリテーション事業所が任意で情報を探組を進める。

3.(1)⑧ 生活機能向上連携加算の見直し②

| 単位数（ア） | 算定要件等（ア） |
|--|--|
| <p>生活機能向上連携加算 200単位／月</p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 200単位／月</p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位／月 (新設) (※3月に1回を限度)</p> <p>⇒ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位／月 (現行と同じ)</p> <p>※ (I) と (II) の併算定は不可。</p> | <p><現行></p> <p><改定後></p> <p>○ 訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができることと、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。</p> <p>○ 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。</p> <p><生活機能向上連携加算 (II)> (現行と同じ)</p> <p>○ 訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・言語聴覚士・作業療法士・言語聴覚士が訪問して行う場合に算定。</p> |

3.(1)⑩ 通所介護等の入浴介助加算の見直し

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★】

- 通所介護・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護における入浴介助加算について、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ア 利用者が自宅において、自身又は家族等の介助によって入浴を行うことができるよう、「医師等」という。（医師・理学療法士・作業療法士・介護支援専門員等（以下、「医師等」という。）が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。

- イ 現行相当の加算区分については、現行の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

単位数

| <改定後> | |
|--------|--------------------------------------|
| 入浴介助加算 | 50単位／日 ⇒ 入浴介助加算（Ⅰ） 40単位／日 |
| | 入浴介助加算（Ⅱ） 55単位／日 （新設） ※（Ⅰ）と（Ⅱ）は併算定不可 |

算定要件等

- <入浴介助加算（Ⅰ）>（現行の入浴介助加算と同要件）
 - 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。
- <入浴介助加算（Ⅱ）>（上記の要件に加えて）
 - 医師等が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。
 - 当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等と連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を作成すること。
 - 上記の入浴計画に基づき、個別に基づき、個別に入浴介助を行うこと。

3. (1)⑯ 通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実

| 概要 | 【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション★、看護小規模多機能型居宅介護】 ○ 通所系サービス等について、栄養改善が必要な者を的確に把握し、適切なサービスにつなげていく観点から、見直しを行う。【告示改正、通知改正】 | | |
|-------|--|--|--|
| 単位数 | <p><現行></p> <p>○ 栄養アセスメント加算 150単位／回</p> <p><改定後></p> <p>⇒ 栄養アセスメント加算 50単位／月 (新設)</p> <p>○ 栄養改善加算 200単位／回 (※原則3月以内、月2回を限度)</p> | | |
| 算定要件等 | <p><栄養アセスメント加算> ※口腔・栄養スクリーニング加算(1) 及び栄養改善加算との併算定は不可</p> <p>○ 当該事業所の従業者として又は外部(※)との連携により管理栄養士を1名以上配置していること</p> <p>○ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること</p> <p>○ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他の栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。</p> <p>※ 他の介護事業所、医療機関、介護保険施設、日本栄養士会や都道府県栄養士会が設置・運営する「栄養ケア・ステーション」。</p> <p>○ ただし、介護保険施設については、常勤で1以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。</p> <p><栄養改善加算></p> <p>○ 栄養改善サービスの提供に当たって、必要に応じ居宅を訪問することを新たに求める。</p> | | |

3. (2)④ ADL維持等加算の見直し②

算定要件等

<ADL維持等加算(I)>

- 以下の要件を満たすこと。
 - イ 利用者等(当該施設等の評価対象利用期間が6月を超える者)の総数が10人以上であること。
 - ロ 利用者等全員について、利用開始月と、当該月の翌月から起算して6月目(6月目にサービスの利用がない場合はサービスの利用があつた最終月)において、Barthel Indexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出していること。
 - ハ 利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除し、初月のADL値や要介護認定の状況等に応じた値を加えて得た値(調整済ADL利得)について、利用者等から評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得の上位及び下位それぞれぞれ1割の者を除いた者を評価対象利用者等とし、評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が1以上であること。

<ADL維持等加算(II)>

- ADL維持等加算(I)のイとロの要件を満たすこと。
- 評価対象利用者等の調整済ADL利得を平均して得た値が2以上であること。

4.(1)① 处遇改善加算の職場環境等要件の見直し

4.(1)① 处遇改善加算の職場環境等要件の見直し

【訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、地域密着型通所介護★、通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護★、特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の算定要件の一つである職場環境等要件について、介護事業者による職場環境改善の取組をより実効性が高いものとする観点から、以下の見直しを行う。

- 職場環境等要件に定める取組について、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取組がより促進されるよう見直しを行うこと。**【通知改正】**
 - 職員の新規採用や定着促進に資する取組
 - 職員のキャリアアップに資する取組
 - 両立支援・多様な働き方の推進に資する取組
 - 腰痛を含む業務に関する心身の不調に対応する取組
 - 生産性の向上につながる取組
 - 仕事へのやりがい・働きがいの醸成や職場のコミュニケーションの円滑化等、職員の勤務継続に資する取組
- 職場環境等要件に基づく取組の実施について、当該年度における取組の実施を求めること。**【告示改正】**

4. (1)② 介護職員等特定処遇改善加算の見直し

概要

【訪問介護、定期巡回・随时対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、地域密着型通所介護、地域密着型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、小規模多機能型介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型医療施設、介護医療院】

- 介護職員等特定処遇改善加算について、リーダー級の介護職員について他産業と遜色ない賃金水準の実現を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を行うとの趣旨は維持した上で、小規模事業者がより活用しやすい仕組みとする観点から、以下の見直しを行う。【告示改正】
 - ・ 平均の賃金改額の配分ルールについて、「その他の職種」は「その他の介護職員」の「2分の1を上回らないこと」とするルールは維持した上で、「経験・技能のある介護職員」は「その他の介護職員」の「2倍以上」とするルールについて、「より高くすること」とする。

現行

平均賃上げ額が

2以上 : 1 : 0.5以下

改定後

平均賃上げ額が

A > B
1 : 0.5以下

